

敗戦後の博多港における朝鮮人帰国について : 博多 引揚援護局『局史』を中心とした検討

出水, 薫
九州大学大学院法学研究科博士課程

<https://doi.org/10.15017/1982>

出版情報 : 法政研究. 60 (1), pp.71-101, 1993-11-15. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

研究ノート

敗戦後の博多港における朝鮮人帰国について

——博多引揚援護局『局史』を中心とした検討——

出水 薫

はじめに

- 一 敗戦後の混乱と福岡県による対応
- 二 占領地方当局の初期の活動
- 三 朝鮮人組織の動向
- 四 博多引揚援護局の成立とその後の展開
むすびにかえて

※ 本稿では参照・引用註の繁雑さを避けるため、次のような表記を採用する。すなわち『局史』からの参照・引用註については、当該ページ数（『局史』付録の場合は、独立したページ数）なので、「付」の字とともに付録のページ数を「」にくくって本文中に折り込む。他の参考文献からの参照・引用註についても本文中に「論文末の参考文献一覧の記号…ページ数（『西

日本新聞』の場合は当該記事の掲載された日付のみ」の形式で折り込む。その他の註は（）で通し番号を記し、一括して論文末に掲載する。

はじめに

一九四五年八月一五日の日本帝国主義の敗北によって朝鮮は「解放」された。当時日本にいた大部分の朝鮮人⁽¹⁾にとって「解放」は、「帰国」⁽²⁾によって実現されるものであった。実際多くの朝鮮人が、朝鮮半島との航路があった下関・博多・仙崎などの港に「殺到」⁽³⁾「C-6…一五〇」した。

朝鮮人の帰国は敗戦直後から自発的に開始されたものであった。その後日本当局や占領当局の指令にもとづく「計画輸送」⁽⁴⁾がおこなわれた。一九四六年一月一九日に、占領当局よりSCAPIN—一四一四「A-2…六二〇六三」によって「計画輸送」の打ち切りが確認されるまで帰国は続いた。その後は「日本と朝鮮の間の正常の商業輸送が再開されるまで」⁽⁴⁾帰国することができなくなった。

この日本敗戦から「計画輸送」が打ち切られた一九四六年一二月までの時期におこなわれた朝鮮人の帰国は、在日

朝鮮人史の視点から見た場合、二つの点で重要な意味を持っている。

第一にそれは、現在まで続く戦後の在日朝鮮人の歴史の「原点」としての意味を持っている。もちろん戦前からの植民地支配の結果として敗戦当時日本に朝鮮人がいたわけで、敗戦直後の歴史過程を「原点」とすることに異議があるかもしれない。しかしながら、日本敗戦は植民地朝鮮に対する支配を総括する機会であつたにもかかわらず、戦後の歴史過程の中でそれは十分におこなわれなかった。結果として上記の時期以降、六十万人以上の朝鮮人が著しく権利の制限された状態で日本に留まることになった点を考えれば、同時期を戦後の在日朝鮮人の歴史の「原点」として位置づけざるをえないし、その過程は検討される必要がある。

第二にこの時期は在日朝鮮人運動史研究、とりわけ民族団体史研究にとって少なからぬ意義を有する時期である。例えば筆者がこれまで研究の対象として取り上げてきた在日朝鮮人連盟（以下「朝連」と略記）の研究においてもそうである。朝連は一九四五年一〇月一五日に在日朝鮮人の全国規模の大衆団体として最初に結成され、一九四九年

九月八日に「団体等規正令」の適用によって強制解散させられるまで活動が続けた。朝連の結成過程はまだ不明な点も多いが、一般には朝鮮人の自発的な帰国への動きの中で、各地に作られた小さな団体が団結して結成にいたったと考えられている。朝鮮人の帰国をめぐる歴史過程は、朝連の結成過程と重なり、その検討は初期朝連についての考察においても欠くことができないのである。

このように、日本敗戦後の朝鮮人の帰国をめぐる歴史過程に注目すべき理由があるにもかかわらず、これまでそれを正面から取り上げた研究はあまりおこなわれてこなかった。いくつかの研究が付随的に取り扱ってきただけである。

例えば森田芳夫（以下本稿では敬称略）の研究「A-11」は、表題から判るように、戦後の朝鮮人に対する処遇の推移を検討対象としたものである。当局の内部資料として作成されたものであり、行政資料をふんだんに利用して書かれているため、資料としても位置づけられるものである。⁽⁵⁾同書では、「II 戦後の引揚と占領下の処遇」の「一、引揚」の部分で朝鮮人の帰国について記述されている。そこでは日本当局や占領当局の指示・通達などをもとに、全国的な朝鮮人帰国に関する動向が概観されている。

また宮崎章の研究「C-12」は、占領当局の中心となったアメリカの在日朝鮮人政策についての研究である。対象となる時期は、本稿が問題とする時期と一致している。主に占領当局の政策決定過程を検討の対象とし、日本政府の対応との関連についても若干分析している。

本稿はこのように、これまで十分に研究されているとはいいがたい、日本敗戦から一九四六年一月までの朝鮮人の帰国を取り上げて検討する。その際に本稿では、中央レベルでの日本当局や占領当局の動向ではなく、一地方である博多港を対象として取り上げる。その方が、以下に述べるような理由で、朝鮮人の帰国をめぐる歴史過程の実相により接近できると考えるからである。

金英達⁶は朝鮮人の帰国過程について、次のような時期区分をしている。すなわち一九四五年八月から一九四六年三月が「自主帰還期」であり、「日本政府や占領軍の計画送還の体制が確立される以前に、在日本朝鮮人連盟（朝連）の援助・協力の下に、殺到することく奔流となつて独力で帰国していった時期」。一九四六年四月から十二月が「計画送還期」であり、「帰還希望者登録にもとづく計画送還によつて帰国していった時期」である「C-5：二七七」。

多くの朝鮮人がもつとも集中して帰国したのは、実はこの時期区分における「自主帰還期」であつた。例えば森田が各港ごとの資料などから集計した値によれば、この期間に九四万四三八人が帰国したのに対し、「計画送還期」には八万二九〇〇人しか帰国していない「A-11：六七」。したがつて日本敗戦後の朝鮮人の帰国過程を検討する場合、「自主帰還期」こそが検討の中心にならなければならない。

ところがそういう意味で重要な「自主帰還期」は、金英達も指摘しているとおり、占領当局の体制が整えられていく途上にあつた時期であり、日本当局の対応も漸次確立・変化していく時期であつた。それゆえこの時期の考察においては、中央の政策決定過程や指示・通達などだけではなく、「殺到することく奔流」となつた朝鮮人に直面した「現場」の地方当局の動向こそ、分析の主要な対象としなければならぬのである。

本稿が検討の対象とする博多港は、帰国に際してもつとも多くの朝鮮人が利用した港であつた。森田の集計によれば、日本から帰国した朝鮮人の四八・四％は博多港から帰国したことになる「A-11：六七」。まさに博多港は分析の対象とするのに格好の「現場」であるといえるだろう。

本稿が今回、博多港における朝鮮人の帰国を検討するにあたって中心的に検討対象とする資料は、博多引揚援護局『局史』である。これは同援護局が閉局するにあたって、同局自身が編纂し四七年九月一〇日に謄写版印刷で発行されたものである。本編一五五ページ、付録の座談会記録が三三ページある。

そもそも博多引揚援護局は、博多港における朝鮮人の帰国を担当した機関ではあるが、その設置が決定されたのは一九四五年一月二四日であり、翌四六年二月一日に全面的に活動を開始し、一九四七年四月三〇日に閉局した。つまり同局の活動の大半は「計画送還期」にあたる。

本稿が「自主帰還期」を検討の主要な対象に取り上げようとしているにもかかわらず、この『局史』が資料として利用できるのは、その記述が博多引揚援護局の全活動期間のみならず、その前史までも対象にしているからである。援護局の直接の前身となった「福岡県臨時引揚民事務所」はもちろん、それ以前の福岡県の対応まで記録されている。すなわち「計画送還期」だけではなく、「自主帰還期」の動きまで記録されている点が、この『局史』を資料として有益なものにしている。

もちろん博多引揚援護局は朝鮮人の帰国のみを担当したのではなく、主要には日本人の引揚援護を担当した機関であった。したがって目次の上では朝鮮人の帰国に関する部分は、「第六章 送出援護」の「朝鮮人の送出」という節だけである。ところが実際には、各所に朝鮮人の帰国に関する記述が散見される他、付録の座談会での発言もかなりの部分が朝鮮人の帰国について触れている。特に座談会での発言は、日本当局者の「生の声」が現れていて、その点でも資料的な価値は高い。

以上のように興味深い資料でありながら、先に紹介したような研究においては、ほとんど取り上げられていない⁽⁷⁾。かろうじて森田の研究において利用されているだけであり、しかも主に統計的な情報のみが限定的に利用されているにすぎない。ここにも本稿で『局史』を取り上げて、あらためて詳細に検討する理由がある。

ただ『局史』は日本の当局側の資料であり、資料的にそれゆえの限界もある。そこで本稿では、この『局史』を検討するにあたって、それを補足するためにいくつかの資料を利用した。とりわけ『西日本新聞』にはかなり依拠した。この新聞は現在も発行されている「ブロック紙」であり、

戦前のものからすべて福岡県立図書館にマイクロフィルムで所蔵されている。⁽⁸⁾

ここでもう一度本稿の課題を確認する。本稿は、日本敗戦後の朝鮮人帰国の歴史過程、とりわけ「自主帰還期」の状況を中心に、博多港・福岡県という一地方の「現場」を対象として検討することである。

まず第一節において、敗戦直後から占領軍が進駐するまでの福岡県の対応を中心に考察する。日本当局中央から十分な指示が無く、しかも占領当局も未確立の段階で、朝鮮人の自発的な動きに地方当局がどのように対応したのが焦点である。

第二節においては、占領軍が福岡に進駐し、占領地方当局が成立して後の動向に注目する。占領軍のイニシアチブがどのように発揮されたのが論点となる。

第三節では、朝鮮人の側の主体が対象となる。すなわち従来の研究で、博多港において活動していたとされている朝鮮人組織について検討する。さらに同組織と朝連福岡県本部の関連、それらの活動も焦点となる。

第四節は以上の節と若干基調が異なり、博多引揚援護局の成立過程と「計画送還期」の博多港における概要を取り

上げる。朝鮮人の送還体制の確立は帰国者が減少し始めてからであり、結果として状況に遅れた対応であったという、従来から指摘されてきた点を博多港においても確認できるだろう。

最後に付言すれば、本稿でおこなわれる作業は限定的なものである。依拠する資料も限られている。したがって本稿は独立した論考というよりも今後の研究のためのノートとして位置づけられることになる。

一 敗戦後の混乱と福岡県による対応

一九四五年八月二五日の日本敗戦と同時に、当時日本にいた朝鮮人は帰国への動きを開始した。実際に多くの朝鮮人が、朝鮮半島との航路があった下関・博多・仙崎などの港に「殺到」^{「C-6」}「二五〇」した。

政府は八月二一日の次官会議で「強制移入朝鮮人等の徴用解除方針」を決定し、関係省庁において朝鮮人の帰国について協議を重ねていた^{「C-6」}「二五〇」。敗戦から半月たった九月一日、ようやく厚生省・内務省担当者の連名によって「朝鮮人集団移入労務者等ノ緊急措置ニ関スル件」^{「マ」}

(警保局保発甲第三号)を、各地方長官あてに通達した「A 4...五九〇六〇」。そこでは、集団徴用された朝鮮人労働者から優先的に「計画輸送」をおこなうこと、朝鮮人帰国者の世話は、戦前からの朝鮮人管理組織である「興生会」⁽⁹⁾がおこなうこと、集団徴用された朝鮮人労働者以外の「一般既住朝鮮人」については「待機スル様指導スルコト」が指示されていた。しかしながらこの通達には、誰が、いつから、どのようにして「計画輸送」をおこなうのか、その具体的な実施要綱はまったく含まれていなかった。

九月一二日には鉄道総局業務局長から「関釜並ニ博釜航路經由旅客輸送ノ件」(運業輸二第二〇号)が通達された「A 8...六〇」。この通達ではようやく具体的措置らしきものが示された。すなわち下関・博多と釜山の間連絡船で、一般乗客の利用を停止し、朝鮮人軍人・軍属および集団徴用された朝鮮人の帰国に優先的に利用することを指示した。しかしながら、例えば博多と釜山の間では、二五〇〇名を三日に一度輸送する計画であり、非常に貧弱な輸送計画であった。また「一般既住朝鮮人」については、依然として何の措置も指示されなかった。

また九月二〇日には、次官会議において「引揚民事務所

設置ニ関スル件」が決定された「A 7...六一」。これによって、実際に各地で日本人の引揚および植民地出身者の帰国に対応する組織を設置することが、初めて指示された。しかしながら「応急保護」をおこなうために、内務省、朝鮮総督府、中央興生会などの戦前の朝鮮人管理諸機構が「積極的ニ協力スルモノトス」とされており、朝鮮人にとって実効性のある「保護」となりえるかは、はなはだ疑わしかった。

以上のように不十分ながらも日本当局中央からの指示があいついで出された九月中旬以降、輸送が開始された。しかし「輸送能力を超えた」朝鮮人が各港への移動を続けたため混乱状況は「ますます加わる」ことになった「C 6...一五〇」。具体的には九月末の段階で、仙崎や下関には二万人、博多にも一万人を超える朝鮮人が帰国の順番を待っていた「A 11...五五」。これは日本当局の想定した「計画輸送」の順序とは無関係に、あらゆる朝鮮人が帰国の便を求めて移動を続けた結果だと考えられる。例えば、門司鉄道局が「計画輸送」対象外の「一般旅客」に対して「下関か博多に行けば何とかなるだらうといふ漫然たる考へを捨てるやう」、新聞紙上で呼びかけているのは、この間の事情をよく

あらわしているといえるだろう〔四五／九／一二〕。

そこで九月二八日に、厚生省健民局長・内務省警保局長から各地方長官などあてに「終戦ニ伴フ内地在住朝鮮人及台湾人ノ処遇ニ関スル応急措置ノ件」〔ママ〕（厚生省発健第一五二号）が通達された〔A5・六三・六六〕。この通達の基調は、混乱状況を沈静化させるために、これまで通達された事項を単に再確認することであつた。したがって依然として「計画輸送」の順序は九月一日の通達通りであり、「一般既住者」については「追テ之ヲ指示スルモノトス」とするだけで、現実にあらゆる朝鮮人が帰国を開始している状況に対する新たな対応策はなにも出されなかつた。

以上見てきたように、中央政府の朝鮮人帰国に対する施策は、一応形式的には九月の後半になってようやく出そろつたのだつた。それではそれまでの間、実際に朝鮮人が集まってきた各港の「現場」では、どのような対応がなされたのか。この点が従来の研究では十分に解明されていない点である。以下ではその点について検討していく。

◇敗戦直後の博多港の状況

八月二五日付けの憲兵司令部「治安情勢」は、敗戦から

ほぼ一週間後の博多港付近の様子を次のように伝えている。九州地方ノ半島人ハ博多港附近ニ集中シアルモ帰国意ノ如クナラサル為市内東公園其他ニ仮泊シアルカ、其ノ数漸次増大シ二十三日ニハ約三千名ニ達シ、之等ハ日時ノ経過ト共ニ食糧不足ヲ来スコト必至ニシテ、治安上注意ヲ要ス」〔A3・六五〕。すでに日本当局の側には、帰国を急ぐ多くの朝鮮人が集まって来ることに、「治安」上の危機感があつた。

そのような危機感が、朝鮮人の帰国に対する当局の対応を促す要因になつたものと推測できる。例えば『局史』の「第一章 沿革」の冒頭は上記のような状況についての言及で始まっているし、また『局史』付録の座談会において、ある出席者が「終戦になりましたからの内外人の移動は、この日本内地に居りました朝鮮出身者の復員軍人の送還からはじまつたと思う」と発言している。これらの発言は、当局の対応が帰国しようとする朝鮮人の動きに触発されて開始されたことを示しているといえるだろう。

八月一八日から二四日にかけて博多港には、日本人引揚者に乗せた朝鮮からの貨物船二七隻があいついで入港した〔二二、付四〕。これらの船のいずれかが朝鮮人の帰国に最初

に使用されることになった。八月二二日、福岡県民生課による最初の帰国幹旋によって、三〇〇名の朝鮮人が出港した〔付六〕。先に見たように、八月の段階では中央政府から朝鮮人の帰国について具体的な指示は出されていない。したがって「結局縣で適當にやっていた」〔付六〕という発言に示されているように、福岡県の独自の判断にもとづいておこなわれた帰国幹旋だったと推測される。これ以降九月まで、帰国幹旋の記録はない。八月二五日より一〇〇トン以上の船舶の航行が連合軍の指令により禁止されたので「A-11・五三」、博多港からの朝鮮人の帰国も中断していたと考えられる。

◇福岡県民生課

ここで朝鮮人の最初の帰国幹旋をおこなった福岡県民生課という組織や、福岡県という地域の特殊性について、若干の考察を加える。

日本の敗色が濃くなっていた一九四四年の段階で、日本政府は朝鮮人に対する「処遇改善」を打ち出した。これには一九四三年の「カイロ宣言」で連合国が将来の朝鮮の独立を宣言したことへの対抗措置という意味や、戦時徴用さ

れた朝鮮人労働者の労働現場からの逃走など朝鮮人の抵抗の激化に対する新たな対応という意味があった⁽¹⁰⁾。そしてこの「処遇改善」の過程で各都道府県に設置されるよう指示されたのが「民生課」であった。この民生課という部署は、『局史』付録の座談会における福岡県民生課の元課員の発言によれば「朝鮮人問題を扱うだけの課」であった〔付一一〕が、具体的にどのような仕事をおこなっていたかは明らかではない。しかも実際にこの課が設置されたのは全国で四道府県だけであった⁽¹¹⁾。

福岡県に民生課が設置されたのは言うまでもなく、福岡県の地域的特性のためである。すなわち福岡県には、筑豊の炭鉱地帯や北九州の工業地帯などが存在し、そこに朝鮮人労働者が集中していたからである。『局史』付録の座談会で、民生課の元課員が次のように発言している。「福岡県の炭坑^{〔ママ〕}では坑内夫の七〇％は朝鮮人で石炭は朝鮮人が掘ったのであります。突貫工事と言う土建工事も朝鮮人がやっただ。こういう朝鮮人はいずれも移入労働者^{〔ママ〕}と言って計画的に、後には徴用になりましたが、徴用にならない前も半ば徴用のような形で、連れて来たものであります」〔付一二〕。福岡県民生課はこのような「強制連行」された朝鮮人を管

理する役割を担っていたと考えられる。だから民生課こそが、「敗戦処理」として、朝鮮人の帰国に対応せざるをえなかったともいえるだろう。

◇福岡県の対応

九月三日、敗戦以前から跡絶えていた博釜連絡船航路が再開され、鉄道局が管理する連絡船徳寿丸が博多港に入港した。日本人二七六四名を乗せていた「五七、付四、四五／九／五」。翌四日、徳寿丸は朝鮮人軍人・軍属二五五二名、一般人一六名を乗せて朝鮮へ出港した。⁽¹²⁾これが博多港における「計画輸送」の開始である「八二、付五、四五／九／五」。

九月五日に福岡県は、「殺到」する朝鮮人や中国人に対応するため、博多港埠頭に近い石堂川対岸にある日本馬事会の建物を借り、事務所を開設した「二」。文字どおり「突嗟の間にできた應急施設」であった「二」。朝鮮人の帰国については県の民生課、福岡県興生会、中央興生会博多興生館の三者が、その対応にあたることになっていた⁽¹³⁾「付六」。

福岡県が事務所や朝鮮人の宿舎として馬事協会の建物を借りるにあたっては、当時の民生課長であった城戸諦藏が

中心となって動いた。『局史』付録の座談会における城戸自身の証言によれば、彼は四五年の九月一日より民生課長として働いていた「二六、付五」。城戸の部下はその働きを次のように回想している。「なんと申しまでも終戦後は一切の事業を中止せよとの指令が来ただけで、新しい事態に対する何等迅速なる指示が来ない。そういう中であって城戸課長の御努力によってあの建物を入手し、その完備ということに努力を願ったのであります」⁽¹⁴⁾「付十三」。

また城戸自身はそのいきさつを次のように回想している。「當時あの焼跡に朝鮮人を収容する宿舎が見つかりませんでした、思いつきましたのが、日本馬事会の馬繋場でありました。これを見付けましたのが九月五日の夕方であります。早速事務所の方に相談致しまして、そこを借受け、翌日の六日には朝鮮人を収容致した訳であります。これが朝鮮人収容の始めであります」⁽¹⁵⁾「付二六」。

朝鮮人の宿舎として使われることになった馬繋場は、施設として非常に不備なものであった。『局史』では次のように描写されている。「馬事会の建物は馬を繋ぐ厩舎であって、何等の設備もなく而も不潔で宿舎として極めて不完全なものである。然し夥しい人員の宿舎としてはこれ以上の

ものがないので、どうにも仕方がなかった。幸ひその倉庫に秣が入れてあったのでそれを疊代りに土間に拵げ使用すると云った有様で、鮮人諸君が憤慨するの無理からぬことであつた」〔十三〕。

利用者の朝鮮人が怒るのが当然であるような施設を、宿所として準備する日本当局の対応に注目しておく必要がある。対比させる意味で指摘しておけば、日本人引揚者に対する宿所には、市内の戦災を免れた寺院や学校の講堂があらわれている。

またそのような不備な施設を「完備」するにあたって県当局は、燃料の収拾、建物の改良、便所の設営、台風被害の復旧にいたるまで、「勤勞奉仕」の名の下に朝鮮人自身を利用していたことにも注意しておく必要がある〔二三、八二〕。朝鮮人に対する医療施設が九月二七日に設置されたが、それを伝えた『西日本新聞』の記事は「宿泊も相當長期間にわたるものと豫想されるので、その對策として建物の改造新設を實施」したとしていた〔四五／九／二八〕。朝鮮人宿泊施設の「改善」は、実はこの頃までおこなわれていなかった可能性もある。

◇博多港「混乱」の原因

帰国を急ぐ朝鮮人の博多港への移動はその後も引き続き、非常に多くの朝鮮人が博多港付近に集中し、帰国の順番を待つて長期にわたつて博多港付近に滞在することを余儀なくされる結果となつた。この事については先にも触れた。ここではそのような状況の原因をもう少し立ち入つて考察する。

第一に博多港における輸送体制の不備がある。すなわち就航している船舶数の絶対的不足が大きな要因の一つであつたと考えられる。例えば釜山への定期航路が再開した当初は、先に述べた定員二五〇〇名の連絡船徳寿丸が隔日で運行してただけであつた。

定期航路ではなく、「計画輸送」に沿つた最初の船舶が博多港に配船されることが決まつたのは九月一五日であつた。日本郵船所屬の雲仙丸が就航することになつた〔付六〕。この雲仙丸は従来八〇〇名の定員の船であつたが、二〇〇〇名の定員に改造していた〔四五／一二／一五〕。新聞記事から計算すると月平均で約九航海をおこなつていた。⁽¹⁶⁾

すでに朝鮮半島においてアメリカ軍は、九月九日にソウルに進駐し軍政庁を設置していた。九月二三日に軍政庁外

事課が引揚業務担当部署となり、朝鮮にいる日本人の送り出し、ならびに日本からの朝鮮人の受け入れをおこなうことになった。日本側はGHQのGIIIが担当した「A11…五四」。九月二六日には朝鮮にいた日本軍の復員輸送が開始され、それに利用された船舶が帰路朝鮮人を乗せたという。

九月末以降、定期的に就航する輸送船はさらに増やされた。⁽¹⁷⁾

ただここでは、日本当局の輸送体制の不備のために、自力で帰国することを余儀なくされた朝鮮人が多数いたことにも注意しておく必要がある。もちろん統計などはないが、日本の漁船などを借りる「闇船」によって自力で帰国した朝鮮人は、かなりの数に上ったと考えられる。実際に日本人の引揚者なども「九・十の両月などは正式の引揚船で販ってくるものよりもこの闇船で引揚げて来るものの方がはるかに多い数にのぼったような状態であります」という発言に裏付けられるように「闇船」利用によるものが多かった「三〇」。福岡と朝鮮半島の距離を考えた場合、それは決して不可能なことではなかった。四六年二月の『西日本新聞』の記事では、日本から朝鮮半島へ向かった漁船八〇〇隻ほどが、朝鮮において拿捕・没収されたと報じている「四六／二／一六」。もちろんこのような「闇船」による航海は非常

に危険を伴うものであり、遭難した朝鮮人もかなりの数に上ったものと推測される。⁽¹⁸⁾

以上のように輸送体制が整えられ始めても、博多港における混乱は続いていた。すなわち第二の要因として、輸送船が送り出す朝鮮人よりも、博多港に集まって来る朝鮮人の方が多いという状況が四五年末まで続いたからであった。

具体的には一〇月中旬の段階で、毎日約二五〇〇名の帰国希望者が博多港に到着し、一月に入るとさらに毎日約三〇〇〇名の水準まで増加したという「八二」。したがって帰国の順番を待っている待機者数は常に一万から一万五〇〇〇名であった。その後、一月一七日から一八日にかけて待機者数は二万名以上となり、「最高記録」となった「四五／一二／二五」。そのため博多港付近での混乱を抑えるために、博多港への参集を禁止する措置がたびたび取られた。⁽¹⁹⁾ この博多港への集中の理由の一つは次のような事実によつてうかがうことができる。すなわち敗戦直後、博多港と同様に釜山への連絡航路があった下関などの「関門地区」にも朝鮮人が集中したが、九州在住の朝鮮人は博多港から乗船するよう指示がおこなわれたのだった。⁽²⁰⁾

さらに「計画輸送」の対象とされなかった人々が、帰国

を急ぎ移動を開始していたことも、輸送能力を超える人々が博多港に集まった理由であると考えられる。例えば一ヶ月の段階で、待機者の内「計画輸送」対象外のものが三分の一であったという「八二」。もちろん朝鮮人側の意志とは無関係に日本当局が帰国の優先順位を策定し、「計画輸送」対象者以外は単に後回しにすることだけを発表していたのだから、それら対象外とされた人々が不安に駆られ自力で移動を開始するのは、ある意味で当然のことであった。ここでも日本当局の対応が混乱をひき起こしていたといえる。

結局のところ、日本当局中央による朝鮮人の帰国に対応する具体的な施策、有効な施策がおこなわれない中、地方当局である福岡県が独自の取り組みで対応せざるをえなかったということが、これまでのところ確認できたのではないだろうか。それは朝鮮人側の自発的な動きに押される形で開始され、民生課などの戦前の朝鮮人管理組織を利用するかたちでおこなわれた点に注目しておく必要がある。

二 占領地方当局の初期の活動

占領当局は一九四五年一月一日の「初期基本指令」に

において朝鮮人を「解放民族⁽²²⁾」と規定し「C-1(2)：三二～三五」、同日にSCAPIN-一二四「非日本人の日本よりの引揚に関する覚書」を、さらに十一月一七日にはそれを若干修正したSCAPIN-二九五を指令した「C-12：一二八」。これ以降占領当局は朝鮮人に対し、ひたすら帰国を奨励することになった「C-1(2)：三五～三七、C-12：一二二～一二三」。

上記のような占領当局の朝鮮人政策が採用される以前の段階では、朝鮮人の帰国に対して占領当局はどのようにかわっていたのか。それも中央の意志決定過程の段階ではなく、地方の「現場」ではどのようなことがおこなわれていたのか。この点についても、これまでの研究では分析の対象として取り上げられなかったし、明らかにされてこなかった。博多港において占領地方当局が、どのように朝鮮人の帰国に関与したのか。以下いくつかの事実を確認する。

◇占領地方当局のイニシアチブ

福岡地区に米軍が進駐したのは、敗戦からほぼ一カ月半後の、九月三〇日であった。米海兵第五師団第二八連隊の三〇〇名が、佐世保から到着した「二四六、四五／一〇／一」。

一〇月一〇日に米軍が朝鮮人宿泊施設の視察をおこなった。ディーツ中尉という人物が占領当局の担当者だった⁽²³⁾ようである「一四六」。その時のことを城戸は次のように回想している。

「十月の初めに連合軍が進駐して参りまして――あの朝鮮人収容所^{「ママ」}はいけない」と言うことで十月十日暴風雨の日に、當時縣の内政部長だった櫻井さんと私をジープに乗せまして、福岡市内を全部見て廻ったのであります。しかし他に適当な建物がない、結局埠頭の中に引張って行かれまして建物を一々調べるので、私は――何にするのかと聞いて見ますと――「朝鮮人の宿舎にするのだ」と言うわけでありまして。……中略……私は此処は埠頭としての使命がありますので、港の使命を第一義として、その後方を第二義的な援護業務に使いたいと言う計画のもとに、馬事会から借受けた馬繋場を、約三十万円ほどかけてまして修理をして人が住めるようにする予定で進んでおりましたので、それは困る。此処は是非港として使いたいから――」と言うことで何回も交渉しましたが、どうしても此処を使うと言う。これが本當に決ったのが、十月十一日の夕方であります「付二六―二七」。朝鮮人宿所の移転を巡っての占領当局者と日本当局者

の対立が興味深い。朝鮮人宿舎の問題をどの程度の重要さをもつものとして認識しているかの落差が現れている。

占領当局者がなぜ朝鮮人宿舎の移転を強固に主張したのか、その理由は必ずしも明確ではない。ただ占領当局者は日本人と朝鮮人の待遇の平等にはこだわっていることがうかがえる。例えば、配給に関する占領当局者の反応についての次のような回想は示唆的である。「鮮人^{「ママ」}に對しては接待など全然やらなかったのであります。引揚邦人に煙草或は乾パンと言うようなものを配給しますと、なぜ朝鮮人にはやらないか^{「ママ」}と同じように接待しなければいけない、と言うのであります」^{「付三〇」}。

占領当局者から見て朝鮮人宿舎の移転には、日本人引揚者との待遇の平等化という意味があつたのではないか。もちろん、まだ占領当局中央が朝鮮人に対する方針を明確にしていなかったもので、とりあえず当たり障りの無い処遇をおこなっておくというような、消極的な側面もあつただろう。

一〇月一二日に朝鮮人宿舎の埠頭への移転がおこなわれた。ディーツ中尉の指令によつて埠頭内・福岡市内の朝鮮人への帰国説明会がおこなわれた。これには日本当局の予

想をはるかに超える、約一万五〇〇〇名が参加した「一四七、付二七」。集会の後にはディーツ中尉立会の下で朝鮮人の代表者と日本当局者の話し合いがもたれた。

翌一三日、ディーツ中尉は埠頭内外を再度視察し、埠頭内の倉庫を全部朝鮮人宿舎にすること、埠頭内の整理清掃をおこなうこと、給食を十分にすることなどを指示した「一四七」。

参考文献Cの3の写真集には、福岡に進駐した占領軍が撮影した写真が収録されている。この写真集には「在日朝鮮人帰国」という節があり、偶然にもこの一三日に撮影された埠頭の写真が収録されている。民族衣装をまとい荷物を山のように背負った人々が多い。家族連れも多く、子供たちの姿もかなり見られる。埠頭の倉庫街であり生活関連施設はないようで、防火用水から水を汲んで炊事の準備をする光景も記録されている「C-3: 四二〜五〇」。

その後もディーツ中尉はたびたび埠頭を視察し、いくつかの指示をだしたことが記録されている。例えば一〇月一八日にディーツ中尉は埠頭を視察したが、それは以前に指示した埠頭内の整理状況を確認するためであった。「一々現場で指示があった」という「一四七」。一〇月二三日にディーツ中尉からの指令により、埠頭内露天商の整理がおこなわれた「一四七」。埠頭内の清掃作業は困難を極めたようで、一〇月三〇日には清掃のために占領当局がブルドーザーを出動させている「四五/一一/一」。

一月六日に「米軍中央送還事務所博多出張所」が埠頭入口に開設された。初代所長には三七師団軍政部のシース大尉が着任した「一四六」。『局史』は「現場に即して敏速確実なる指導監督をしようと云ふ米軍の意向と思はれた」としている。

一月一九日から二〇日にかけて占領当局の指示により、「朝鮮市場」の埠頭内からの撤去がおこなわれた。さらに「モガリ線柵」と呼ばれる鉄条網のバリケードが設けられ、通行証を持つものだけが往来できるということになった。帰国を希望する朝鮮人は、一度柵内に入ると外出できないよう「隔離」されることになったわけである「一三、C-10: 五二五〜五二六」。

◇「朝鮮市場」

ここでこの「朝鮮市場」について若干立ち入って考察しておきたい。なぜならば、戦後混乱期に朝鮮人や中国人が

違法な「闇市」において地下経済を牛耳っていたといういわゆる「闇市神話」は、今日までたびたび朝鮮人に対する排外意識を煽るために利用された「神話」であり、⁽²⁴⁾今日もその影響は依然として強く残っているものであり、事実を確認しておく必要があるからだ。

博多港の「朝鮮市場」もいわゆる「闇市」であった。この市場は朝鮮人の宿所が埠頭に移転した翌日には開かれていたという「付二七」。たびたび埠頭街へ移転させようと試みられたようだが、そのたびに、結局は埠頭内に戻って来るということをくり返したと考えられる。⁽²⁵⁾

ここで注意しておかなければならないのは、この「朝鮮市場」と呼ばれるいわゆる「闇市」が、当局の朝鮮人に対する対応の不備を補うために「黙認」されていたらしいという点である。八月から一〇月までの間、日本人引揚者については配給がおこなわれていたが、朝鮮人に対しては食糧や衣類の支給は一切おこなわれていなかった「付三〇」。したがって「闇市」は帰国の順番を待つ間の生活を支えるために必要な施設として「黙認」されていたのであった。それは次のような新聞記事の記述にもよく現れている。

「誰いふとなく名づけて『朝鮮市場』といふ、この自由市

場は帰国を急ぐ朝鮮人たちが博多港に蝟集したものゝ、船は計画輸送を行つてゐるため乗船できず滞留することゝなつたが、食ふためには取引が必要だとあつて自然発生的に生まれ出たものだ」朝鮮人たちの必要が生じたこの市場のこと、当局でも全く放任し、警官たちも単に相場を見廻つて闇公定値の新知识吸収につとめてゐる程度だ」⁽²⁶⁾「四五／一〇／一〇」。

さらに十一月一九日から二〇日の最終的な「闇市」撤去を伝える新聞記事は次のように述べている。「朝鮮人同志の^(ママ)売買は、これが食糧入手の唯一の手段とされてゐるためどうにも手が下せずこれを強行するときは不測の事態さへ惹起する虞あるため今日に及んだが港付近一帯に群居する朝鮮人たちに食糧配給の見透しがついたのでM・Pの協力を求めて断乎この市場を解散させることとなつた」⁽²⁶⁾「四五／一〇／一八」。すなわち朝鮮人に対する配給がおこなわれるようになったため「朝鮮市場」を撤去し、再び「闇市」が再建されないよう厳格な管理体制の下に置いたと考えられる。以上見てきたように、占領当局中央の態度が公表される十一月までの段階において、博多港という「現場」では、朝鮮人帰国者に対してとりあえず日本人引揚者と同等の待

遇が与えられるよう、占領地方当局が努力していた点が確認できた。そのような占領地方当局の方針に対する日本地方当局の消極的な抵抗姿勢も、あわせてみることができたのではないだろうか。また「闇市」を一定「黙認」していた点などは興味深い事実である。

三 朝鮮人組織の動向

すでに述べたように、敗戦後日本で最初に結成された朝鮮人の大衆組織である在日本朝鮮人連盟（以下「朝連」と略記）の結成は、朝鮮人の帰国への大きな動きの中で各地に自発的に組織された団体が重要な役割を果たした。すなわち「帰国支援」などを組織目的として掲げた諸団体が、団結・統一して朝連の結成へと至るのである。⁽²⁷⁾さらに朝連結成後、全国的な地方組織網が整えられていく過程でも、それら各地の組織が重要な役割を担った。⁽²⁸⁾しかしながら、朝連の結成ならびに組織化の過程における、それら各地の諸団体と朝連との関係は、まだ十分に研究されているわけではない。

また結成準備段階や結成後のほぼ一年間において朝連の

活動の主要な部分は、帰国を支援する活動であった。出港地までの日本国内における交通の手配や、帰国者に対する給食などをおこなっていたことは、朝連の資料にも記録されている。森田の研究においても、それらの活動がごく簡単に紹介されている「A-11:六一〜六二」。しかもそこでは、朝連の活動が当初日本当局や占領当局との一定の協力の下おこなわれていたことも、示唆されている。ところが具体的にどのような活動が、どの程度の協力関係の下でおこなわれていたかなどの点については、やはりまだ十分に研究されていない。

博多港においても、当然そのような地方組織が存在し、朝連との関係を有していたはずである。実は森田は、『局史』にもとづき、博多に「帰国同胞救護会」という組織が存在し、「朝連傘下で」帰国支援活動をおこなっていた事実を指摘しているのである「A-11:六一〜六二」。しかし、森田の研究の目的からすれば当然のことともいえるが、ここでは単に事実の指摘にとどまり、残念ながら立ち入った分析はおこなわれていない。

ここでは、博多港にあったとされるこの組織の活動や、その朝連との関係について、『局史』の記述や『西日本新聞』

の記事などを総合して、いくつかの事実を確認する。

◇朝鮮人帰国同胞救護会

博多港にあった朝鮮人の帰国支援組織で資料的に確認できるものは、一九四五年一〇月上旬に南正祐⁽²⁹⁾という人物が中心となって結成した「朝鮮人帰国同胞救護会」（以下「救護会」と略記）という組織である〔一四一、C-10…五二二〕。森田の指摘した「帰国同胞救護会」は、この組織であると考えられる。

同会は「^{ママ}返国朝鮮人の救済、並に雑沓整理に、恰も警察と協力するかに装ひ」、隊員一五名の「自治隊（コリアンポリス）」を組織し、警察類似行為をおこなっていたという〔一四二〕。「自治隊」員は「一般朝鮮人よりも独立国民たるの觀念強く、我々の祖国朝鮮は今や独立国となりたるにより吾々朝鮮人は敗戦国日本警察の取締を受けず」という立場で、警察類似行為をおこなっていたという〔C-10…五二一～五二二〕。このような行動は、日本社会にいながら、日本からの「独立」や「解放」を具体化しようとする動きだと理解することができるだろう。すなわち日本の国家、支配機構に対し、独自の擬似国家組織を対置しようとしたので

はないか。そこに「解放」意識の強さを垣間見ることができ

前述のように四五年一〇月一二日から博多港埠頭に朝鮮人宿舎が移転することになり、占領当局から朝鮮人への説明会が開催された。説明会の後、日本側当局者と朝鮮人代表とが会見し、朝鮮人側から要望が出されたことについては、すでに確認した。『局史』付録の座談会でこの時の模様を城戸が回顧して、「帰国同胞援護会^{ママ}と言うのが出来ておりましたので、これと色々と連絡をとって引揚業務を遂行して行くことになりました」と発言していることから、「朝鮮人代表」とは救護会であったと推測される〔付二七〕。

城戸ら日本当局側が救護会と接触したのは、先に確認した九月二八日の「終戦二伴フ内地在住朝鮮人及台湾人ノ処遇ニ関スル応急措置ノ件」という中央当局からの通達に関連していると考えられる。同通達においては、帰国支援などを目的とする朝鮮人などの「自主的団体」について、「真ニ時局対応ノ諸施策実施ニ寄与シ得ルモノハ之ヲ活用スルガ如ク措置スルモノトス」とされていた〔A-5…六三〕。日本当局が救護会にこのような形で接触したことによって、結果として救護会には朝鮮人の公式の窓口・代表という性

格があたえられたと思われる。

例えば、宿泊施設移転の翌日の一三日に早速埠頭内に市場ができ、それを埠頭外に移転させることが問題となった際も、日本当局側の城戸と警察署長が、南正祐と協議して埠頭隣接地へ移転させている〔付二七〕。市場は先に検討したように帰国を待つ朝鮮人の必要から生まれたものであり、朝鮮人の生活と密着した重用な「施設」であった。そのような当時博多港にいた朝鮮人集団全体の利害に関する問題も、救護会の中心人物である南正祐が代表して交渉していたのだった。

また日本当局と朝鮮人の間の紛争解決の際にも、救護会や南正祐は朝鮮人側の代表として行動した事実が確認できる。例えば一月八日に日本の復員軍人と朝鮮人の間で傷害事件が発生し、その事件に対する日本警察の対応に抗議して、朝鮮人約三〇〇〇名が博多臨港署を包囲するという事件が発生した。³⁰⁾この時も救護会の会長として南正祐が警察当局に申し入れをおこない、また占領当局の取り調べにも応じている〔二四二、四五／一一／九、一一／一〇、C-10・五二二～五二三〕。

また次の事実も非常に興味深い。十一月一九日から二〇

日にかけて朝鮮人市場が埠頭地域から撤去され、埠頭地域を厳格に管理するために「モガリ線柵」と呼ばれるバリケードが占領当局の指令によって設けられたことはすでに指摘した。通行証を持つものだけが「モガリ線柵」東門を通じて往来することが許されていたが、その警備・検問には、日本の警察官や占領軍兵士とともに救護会「自治隊」員も参加していた〔二三、C-10・五二五～五二六〕。先にも述べたように、救護会「自治隊」は警察類似行為をおこなうことによって、日本において朝鮮の「解放」や「独立」を具体化しようとしていたと考えられるが、この時期においては、そのような行動が日本当局や占領当局によって「容認」されていたのであった。³¹⁾

以上のように、朝鮮人帰国の「現場」において、救護会がおこなった具体的な活動については明らかになった。次に以下では救護会と朝連との関係について検討する。

◇救護会と朝連福岡県本部

『西日本新聞』は四五年二月一七日に、朝連福岡県本部が結成されたことを報じた。結成大会は博多港埠頭と通り一つで隔たっている、大浜地区にある大浜国民学校講堂で

午前一〇時から開催された。記事によれば委員長には南正祐が就任している「四五／一二／一八」。これによって救護会と朝連福岡県本部との構成員の連続性が確認できる。⁽³²⁾ 同記事では「これ（朝連福岡県本部の結成：筆者註）によつて福岡市中央埠頭の救護會は解消するわけである」と記している。実際にはその後も救護會は存続したが、救護會が発展的に解消して朝連福岡県本部が結成されるという記事のニュアンスに注意しておく必要があるだろう。すなわち福岡においても、帰国支援を中心として活動する救護會のような団体が発展的に朝連の地方組織に移行していったのだと考えられる。

朝連福岡県本部が結成されてからの活動についてはあまり記録が無い。「闇市」の撤去への協力や「闇物価」取締をおこなったり「四六／一／三〇」、窃盗犯の逮捕に協力したり「四六／二／五」、あるいは埠頭内の朝鮮人診療所に朝鮮人医師を派遣する「付三」などの記録が、その活動の一端をうかがわせている。

四六年二月一九日には臨時総会が開催された。会場は福岡市千代国民学校講堂で、約五〇〇名が参加した「四六／二／二〇」。この大会には占領軍MPが司令官以下約四〇名

出勤し、「日本滞在中は日本の法律に従はねばならない、また日本人と紛争をおこしてはいけない」と注意し、「朝鮮人聯盟のやうな各種團體をつくることを禁じた」という。実際には朝連福岡県本部はその後も活動を続けたわけで、この詳細は明らかではない。ただ同日には、朝鮮人が日本の刑事裁判権に服することを確認した総司令部覚書が発表されており、⁽³³⁾ そのことが関係しているのかもしれない。あるいは二月二七日から二八日に開かれた朝連の第二回臨時全国大会では、組織方針や他団体との対抗をめぐって発砲事件が発生しており「C-7・六二・六三」、そのような当時の朝連を取り巻く事情と関係しているとも考えられる。

朝連結成後も救護會は活動を続けていたようである。資料的には救護會の存続は、四六年二月の段階までは確認できる。ただその後の経緯については必ずしも明らかではない。『局史』によると二月一日に、後で述べるように博多引揚援護局が正式な活動を開始したのにもなって、救護會は「米軍により解散を命ぜられた」という「八三」。しかし『局史』の警察の記録をもとにして記述した個所では、二月中旬に埠頭内の救護會の事務所が退去させられたと記録されている「一四三」。これは『福岡県警察史』の記述でも

同様である〔C-10…五二六〕。

また『局史』付録の座談会では城戸諦藏が、「何かこの會の中で問題が起つたらしく」一月三十一日に米軍中央送還事務所博多出張所所長のシース大尉から解散命令がだされたと回想している〔付二八〕。この証言は先に触れた二月一日に解散命令が出されたという記述と整合しているように思われる。いずれにせよ二月の段階で、博多港埠頭内での活動の基盤を失ったということは推測できるだろう。

朝連結成後の救護会の活動については資料に記述が無い。しかし、一貫して朝鮮人に対応してきた日本当局者である城戸諦藏が救護会について、「朝鮮人の送出援護には相当働いて我々の仕事の援助もしてくれました」と述べている点は注意しておく必要がある〔付二八〕。

これまでの研究で示唆されていた救護会の存在は、実際に以上のように確認することができた。また朝連福岡県本部結成の動きとの関連も、その一端をうかがうことができたのではない。日本当局や占領当局と一定の協力関係を持つて救護会の活動がおこなわれていた点などは、混乱期における「現場」の力学の所産であろう。これも注目すべき事実だといえる。

四 博多引揚援護局の成立とその後の展開

一九四五年九月二〇日、次官會議が「引揚民事務所設置ニ関スル件」を決定し、主要な各港に「引揚民事務所」の設置が指示されたことはすでに確認した。その後一〇月一八日に厚生省が「引揚に関する中央責任官庁」と決定され、さらに一一月二二日に勅令第六五一号によって「地方引揚援護局官制」が公布され、同月二四日、博多港を含む七つの局が設置され、「引揚民事務所」からの移行が開始された〔五、C-6…二六―二七〕。

朝鮮人帰国に対応する地方当局のそれまでの体制が、中央政府の体制にどのような移行していったのかについても、これまで各地方における研究が十分ではなかったため不明な点が多い。

また森田や宮崎は、引揚の体制が確立した時点では、すでに朝鮮人の帰国は減少しつつあったと指摘しているが〔A-11…六八、C-12…一三七〕、結果として当局の体制確立は状況に遅れていたということが、博多港の状況についてもいえるのか。ここでは博多引揚援護局の確立過程を整理し、また大まかに活動期間全体を俯瞰し、検討する。

◇博多引揚援護局の成立過程

九月二〇日の次官會議決定「引揚民事務所設置ニ関スル件」にもとづいて、十一月一日に「福岡県臨時引揚民事務所」が開設された。これは引揚・帰国に関する「所轄施設の一括統制」のため、埠頭入口の津田産業株式会社倉庫を借り受けて設けられた「二」。同事務所は、そもそも主要には日本人の引揚に対応するものであったにもかかわらず、初代所長には民生課長として朝鮮人に対応していた城戸諦藏が就任した「一五」。それは朝鮮人への対応が福岡県にとっていかに大きな問題であったかを示しているといえるだろう。同事務所が「援護局の前身」となった「付六」。

またこの時期、福岡県は九州における朝鮮人帰国問題にもっとも深刻に直面した地方当局であり、九州各県の取りまとめ役も果たしていたようである。例えば十一月十七日には、「九州各県引揚げ朝鮮人対策協議会」が福岡県庁で開催されている「四五／一一／一一」。

十一月二四日に厚生省告示第一二七号によって「厚生省博多引揚援護局」（以下「援護局」と略称）が設置された。これは十一月二二日の勅令第六五一号によって公布された「地方引揚援護局官制」にもとづいていた「五」。局長は福

岡県知事の曾我梶松、次長は内務書記官の橋爪恭一が任命された「二」。すでに設置されていた福岡県臨時引揚民事務所は、設立されてわずか一週間あまりで改組されることになった。このあたりの事情は戦後の行政組織の混乱ぶりをよく表わしている。その後援護局の体制は漸次整えられてゆき、これまで福岡県によっておこなわれていた業務も、翌年の一月末までかけて援護局に移管されていた。

十一月二十八日には、体制整備の一例であるが、帰国朝鮮人の検問が開始され、一〇〇〇円の持ち出し所持金制限などが検査されるようになった「八四、一四七、四五／一一／二八」。この持ち出し財産の制限は一〇月一二日のSCAPIN―一二七で指令されたもので、朝鮮人の帰国にあたってその困難を増幅させる措置としてしばしば指摘されているものである「A-2…一五三、一五四、C-1(2)…八〇、C-7…一〇七」。ここでは、指令がおこなわれて実際にそれが「現場」で実施されるまで、一ヵ月以上のズレがあることに注意しておく必要があるだろう。

十二月二〇日、「博多引揚援護局分課規定」が制定され、組織機構が整えられた。同規定第二条が「業務部」の規定でありその中に朝鮮人の帰国を担当した「送出課」に関する

る規定がある「五、一八」。

さらに二月二四日には部長級の人事が決定された。朝鮮人の帰国を担当する業務部の部長には城戸諦藏が任命された「二、二二」。この人事は、城戸が福岡県の民生課長に就任して以来、一貫して朝鮮人への対応を担当していたためであると考えられる。

翌四六年一月五日には福岡県庁から施設を完全に分離した「二六」。そして正式に人事が発令された「四六／一／六」。朝鮮人帰国に関する業務を直接担当する業務部送出課長には朝鮮総督府事務官であった平田治人が就任した。³⁴戦前の植民地支配機構である朝鮮総督府の職員が、戦後の朝鮮人帰国を担当することになったわけである。おそらく朝鮮語に堪能であるとか、朝鮮の事情に明るいといった理由から採用されたものと思われる。あるいは朝鮮人の集中地域という福岡県の特殊性から、戦前においてすでに朝鮮総督府の職員として福岡県に派遣されていたのかもしれないが、確認できない。平田のような戦前の朝鮮人支配体制に密接に関っている組織の人間が、戦後の組織に横滑りしていることには注意しておかなければならない。

一月一二日には福岡県内政部の改組がおこなわれ県民生

課が廃止となった「四六／一／一三」。行政の戦時体制が戦後体制に移行を始め、形式上朝鮮人を担当する部署がなくなることになった。県レベルでの朝鮮人帰国に対する対応は、実質的にこの時点で国に移管されたわけである。

◇援護局成立後の動向

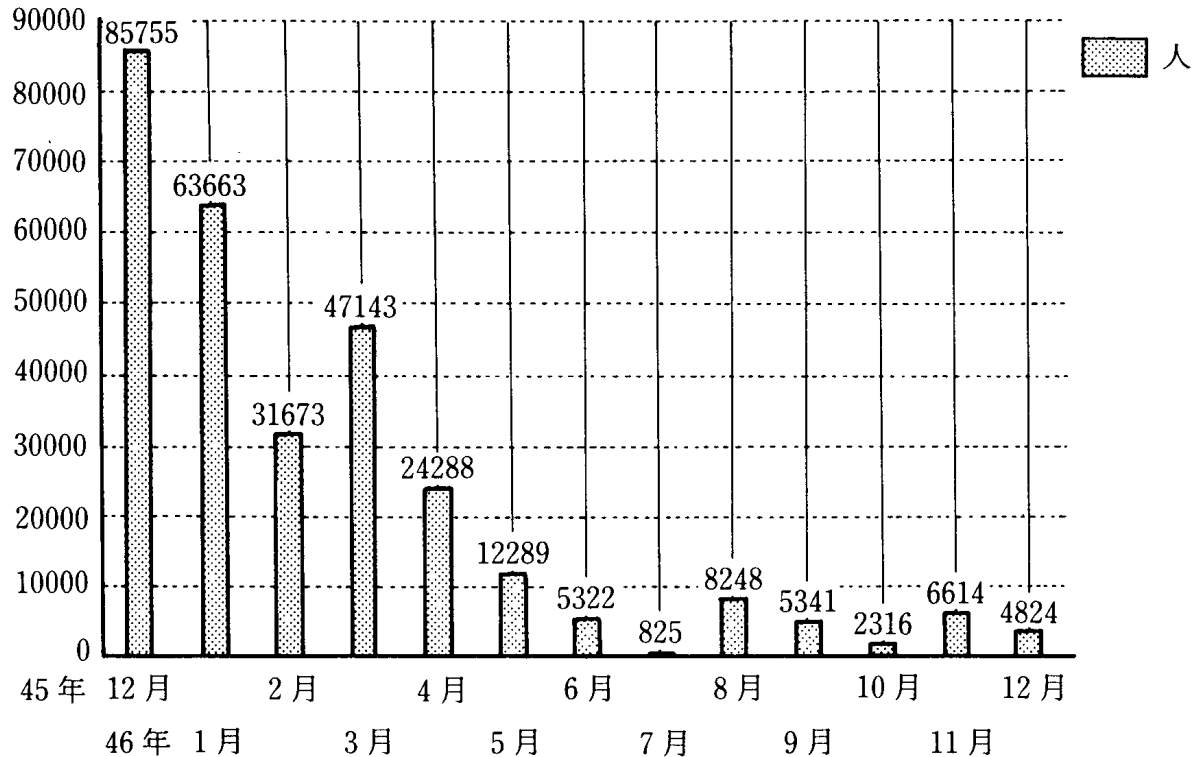
二月一日に援護局への業務の移管が完全に終了し、活動が正式に開始された「二、八三」。朝鮮人の帰国を担当した業務部は、福岡県臨時引揚民事務所があった埤頭入口の津田産業株式会社倉庫を事務所として引き継いでいた「三」。三月一二日には、厚生省から引揚援護院の所管となり単に「博多引揚援護局」と称するようになった「三、五」。

このようにして援護局は成立し、組織・機構は確立した。しかし果たしてそれは、森田などが指摘するように、この時点では状況に立ち遅れていたのかどうか、以下で検討する。

次ページに掲載しているグラフは、筆者が『局史』の八ページの「送出人員一覧表」から、朝鮮人の数字を抜き出して作成したものであり、博多港からの朝鮮人帰国者数の推移を表わしている。³⁵このグラフから明らかなように、

月別博多港からの朝鮮人帰国者数

『局史』81 ページより筆者が作成



四六年初頭から急速に帰国者が減少している。援護局が正式に活動を開始した二月の帰国者数は、四五年一二月の帰国者比で三七％に落ち込んでおり、占領当局が朝鮮人の帰国に関する基本政策を確定した五月の段階⁽³⁶⁾での帰国者数は、さらに四五年一二月比で一四％にまで激減している。

この朝鮮人帰国者の急速な減少の原因は、「計画輸送」の対象となった軍人・軍属や戦時動員者の帰国がおおむね終了し、いわゆる「一般既住朝鮮人」の帰国の順番がめぐってきたことと関連していると考えられる。すなわち「一般既住朝鮮人」の大部分はすでに日本に生活の根拠が移っており、家族も日本にいる移住形態の人々が多かったと考えられる。例えば『局史』では次のような記述がある。「終戦直後から一二月までは、徴用工を初め^(マ)、勤労階級の者が、大部分であったが、その後漸次、定着者が引き揚げるようになり、最近^(マ)は、内地に十年二十年の長期に亘って生活したものが帰還するので携行荷物が大部増加して来た」「四七」。朝鮮半島の政治的・経済的混乱の激化や、先に触れた持ち出し財産の制限などから、とりあえず帰国の時期を見計らおうという雰囲気が出てきて帰国者が減少してきたのではないだろうか⁽³⁷⁾。

原因の推測の可否はともかくとしても、森田らが指摘したように、朝鮮人の帰国に対応する体制が整えられたのは、すでにかなりの朝鮮人が帰国した後であり、結果として「後手」の対応であったことは確認できる。

四六年五月以降、帰国者数は基本的に横ばいであった。その間、博多港と朝鮮半島との間の輸送は、様々な事情によりたびたび中断された³⁸⁾。

一〇月一六日にSCAPIN一四一七三「朝鮮への引揚」が指令された。同指令では二月一五日までに帰国希望の朝鮮人の輸送を完了することが指示されていた「A-2…六一〇六二、A-11…六一〇六三」。二月一九日に占領当局はSCAPIN一四一四「日本からの集団引揚の終了に関する総司令部覚書」を発表した「A-2…六一〇六三、A-11…六一〇六三、C-1(5)…八〇〇八二」。これによって朝鮮人の帰国輸送の打ち切りが確認された。博多港から最後に朝鮮人が出港したのは二月二八日であった。二五五名を乗せた徳寿丸が、午後五時に出港した「八三」。その後四七年四月三〇日に、博多援護局は閉鎖されることになった「三」。

以上によって、博多引揚援護局の設立過程は確認できた。それは「現場」である地方当局から中央へと、イニシアチ

ブが移行していく過程であったと言い換えることもできるだろう。³⁹⁾ さらに戦前の朝鮮人支配機構と戦後の帰国に対応する機構との間に、人的な連続性が存在した点にも注意しておく必要がある。

また従来の研究が指摘していた、朝鮮人の帰国に対する当局の対応は結果として状況に遅れていたという点は、博多港においては確認できたといえるだろう。

むすびにかえて

最後に、本稿で確認したいくつかの事実についても一度振り返ってみるとともに、朝鮮人の帰国過程の研究における今後の方向性について若干の考察を加えて、むすびにかえたい。

まず第一に、日本当局中央による朝鮮人の帰国に対応する具体的かつ有効な施策がおこなわれない中、地方当局が主導するかたちで「現場」の対応がなされていた事実が持つ意味を考えたい。

今回の博多港という一つの事例においても、これだけの地方当局独自の判断にもとづいた対応がなされているとい

うことは、今後の在日朝鮮人史研究における地方レベルでの研究の必要性を示している。特に朝鮮人の集住地域や「民生課」が設置されたような地方を対象とした研究は、さらに多くの重要な事実を発掘できる可能性がある。

さらに地方レベルでの研究を進める際、朝鮮人側の帰国への自発的な動きが、各地方当局にどの程度インパクトを与えていたのかという点に注目しておくことも大事だと思われる。博多港においては、それが地方当局にかなりの衝撃を与えていたことが確認できるが、そのような事実が各地で確認できれば、戦後直後に起きたこの朝鮮人の自発的な帰国運動の意義がさらに明確になるのではないだろうか。

第二に、占領当局中央の態度が公表される一月までの段階における、占領地方当局が「現場」でとっていた対応についても、各地方レベルでの検討の必要性があるように思われる。なぜならば、中央からの朝鮮人に対する統一的な方針が提起される以前に、「現場」でどのような対応がなされていたかを確認することは、占領当局が朝鮮人にとつてどのような存在であったのかを浮き彫りにすることになるだろうからである。

第三に、救護会という自発的な帰国支援団体の存在を

際に確認でき、朝連福岡県本部結成の動きとの関連も、その一端をうかがうことができた。今回確認できた一連の事実は、従来から言われている初期朝連の組織構造、すなわち各地の自発的な小組織の結集体としての朝連組織という見方を裏付ける一例であるといえるだろう。朝連の結成過程、組織の展開過程については、なお不明な点が多く、各地でのこのような小組織の掘り起こしが、朝連研究を豊富化していくことになる。

また帰国運動を主要な課題としていた初期の朝連と日本当局や占領当局との、対立をはらんだ一定の微妙な協力関係についても、朝連の中央レベルでの資料で解明できることは限られており、この点でも各地方組織の「現場」における具体的な関係の発掘が重要である。

総じて「はじめに」で指摘したように、「自主帰還期」を考察の中心に据えた場合、「現場」の動向、すなわち地方レベルでの研究が、やはり重要であるということが、博多・福岡県を対象とした本稿の作業から言えるのではないだろうか。

もちろん今回本稿でおこなった作業は極めて限定されたものである。実際博多港という「現場」における朝鮮人帰

国の実態にさらに迫るためには、当事者の聞き取りも含めて、いつその資料発掘が必要であることは言うまでもない。それは今後の課題である。

(1) 本稿では現在の南北分断国家の名称・国籍と無関係に、民族総体を指す呼称として「朝鮮人」を採用する。また本稿で対象となっている朝鮮人に対して、「在日朝鮮人」という呼称は用いない。なぜなら現在の問題に直接つながるような意味での「在日朝鮮人」の「在日」という問題構成は、歴史的に見た場合、本稿が対象とする時期以降に形成されたと考えられるからである。この点については梁泰昊『早仕港に帰れない「国際化」の中の在日朝鮮・韓国人』創生社（発行）第三書館（発売）、一九八四、の論議などを参照のこと。

(2) 当時の日本の当局者は、朝鮮人についても日本人に対するのと同様に「引揚」という用語を用いている。しかし両者がおかれていた立場はまったく異なるのであり、それらの動きを一括して同じ用語で表現するのは誤りであろう。本稿では「帰国」という用語を採用する。厳密に言えば朝鮮半島にはまだ正統政府が成立しておらず、「帰国」という表現はあたらなのではないかという指摘がなされる可能性がある。しかし「カイロ宣言」の規定に見られるように、朝鮮が独立することは国際的に認知されていたので、「帰国」という表現を本稿では採用した。

(3) 「計画輸送」という言葉は日本当局・占領当局が使用した

言葉である。この言葉は使用される時期において、指し示している施策が異なる。すなわち一九四五年九月から一〇月の段階で日本政府主導によっておこなわれた「計画輸送」。一九四五年十一月から一九四六年三月までおこなわれた占領当局監督の下での「計画輸送」。そして一九四六年四月から二月までの「帰還希望者登録」にもとづく「計画輸送」の三つである。これら「計画輸送」の全容は、金英達も指摘するように十分に研究されていない「C-5・二七七」。そこで本稿では必要な限り、その時期における意味内容について説明を加えるが、用語としては特に区別することなく「」を付して使用する。

(4) 一九四六年十一月五日に発表された「朝鮮人の引揚に関する総司令部民間情報教育局発表」より「C-2・二四」。

(5) 日本当局の内部文書であるという文書の性格上、一定のバイアスがかかっていることには、当然注意を払いながら取り扱わなければならないだろう。

(6) 森田の研究では明示的な時期区分はおこなわれていないが、金英達の区分と一致する形で叙述が分けられている。

(7) 参考までに指摘しておけば、福岡市が編纂した『福岡市史』の博多港における引揚に関する記述はすべて、『局史』の一部をそのまま引用したものである。

(8) 今回利用したのは一九四五年から四六年にかけての二年分である。利用した範囲内で筆者が感じたその特徴は、全国紙に比べて相対的に朝鮮や中国情勢の記事が多く、引揚関連の記事も多いことである。これは地理的な位置関係の影響だと考えられる。

- (9) 戦前の朝鮮人管理組織である「興生会」や、その前身の「協和会」については、樋口の研究「C-8」を参照のこと。
- (10) この朝鮮人に対する「処遇改善」についても、樋口の研究を参照されたい「C-8・一八九〜二〇〇」。
- (11) 厚生省本庁の健民局内に設けられた他、地方では北海道、大阪、山口、福岡に新設された「A-11・五二」。福岡県民生課は一九四五年三月に設置された「筆者の照会に対する福岡県回答、四五／三／二二」。
- (12) 「計画輸送」対象外の「一般人」が乗船している事情については、『局史』付録の座談会における次の発言が参考になる。「思はぬ困難にぶつかったのであります。と言うのは船で使用するところの石炭の積込の問題であります。此處には、そう言う労務の作業会社として博多港運会社と言うものがありました^{〔ママ〕}が、その労務者がほとんど朝鮮人でありましたために、この朝鮮人が全部仕事を離れているので労務者がいない。このため船の出帆日は決定しましても燃料炭の積込が出来ず、予定の通り船を動かすことが出来ない。色々と対策を考えました結果、博多臨港署の署長と連絡しまして、朝鮮人の中から希望者を募りまして石炭を積込んでくれたものは優先的に乗船させる、と言う条件をして、ようやく積込作業をやったような状況でありました」^{〔付二三〕}。
- (13) 「中華民国人」は福岡県の警備課が担当していたのであり、外国人が一元的に同じ部署で担当されていたわけではない^{〔付六〕}。
- (14) 城戸は就任当時、福岡県兵事課長と神祇課長も兼任していた^{〔二四〕}。なお福岡県への問い合わせに対する回答では、県の記録上は四五年十一月三〇日に民生課長に任命されたことになっている。
- (15) 『西日本新聞』の記事によれば、博多航路に就航が決まったのは九月一六日であったという^{〔四五／一二／一五〕}。同記事によれば二一日に、釜山から初めて博多港に入港した。
- (16) 最初の航行から新聞記事が掲載された時点までのほぼ二ヵ月半の間に、一二航海おこなったという^{〔四五／一二／一五〕}。
- (17) 『西日本新聞』の記事によれば、すでに就航していた徳寿丸（博釜連絡船）、雲仙丸、甘洲丸に続き、九月二七日に興東丸が就航した。さらに會寧丸、江寧丸が就航することになっていた^{〔四五／九／二八〕}。一〇月の段階では徳寿丸、雲仙丸、黄金丸、白竜丸、北鮮丸、天祐丸、間宮丸が就航し、不定期にくつかの海軍所属艦船が就航していたという^{〔八二〕}。
- (18) 例えば四五年九月一七日には、漁船によつて帰国しようとした朝鮮人が現在の北九州市若松沖で暴風雨に遭い、八〇人以上が遭難した。市民グループの運動によつて北九州市の小田山墓地には、その時犠牲となった朝鮮人の慰霊碑が建立されている。
- (19) 十一月一〇日に福岡県は、福岡地区占領軍の申し入れにもとづき、朝鮮人の博多への移動を停止するよう隣接諸県に要請した。当時、帰国待機者が約一万七〇〇〇名に達しており、「治安」の観点から要請をおこなったという。さらに十一月一九日には、福岡地区占領軍軍政部のカットラー大尉から

福岡県の土屋警察部長に、博多港に参集する朝鮮人が減少しないので「最も有効なる手段」を取るよう再度申し入れがあった。規制を逃れて福岡入りする朝鮮人は、占領軍MPが現住地に送還することになったという「四五／一一／二〇」。

(20) 下関駅、下関管理部市庁、下関警察署、興生會、日本食堂下関営業所などが「朝鮮半島人^{ママ}」の取扱ならびに引揚邦人の救済に関する懇談会を開催し、九州在住の朝鮮人は博多港から乗船するよう要請した「四五／九／九」。

(21) 「計画輸送」対象者以外の人々についての指示は、一〇月二二日の「内地^{ママ}」既住一般朝鮮人帰^{ママ}鮮に関する件」(厚生省発健第一六〇号)によっておこなわれた「A・11・五五」。

(22) この規定は非常に便宜的な性格の強いもので、現実の問題解決においてどれほど指針として適用されていたかについては、大沼も疑問を抱いている「C・1(2)・三四・三五」。

(23) デイーツ中尉は、後に触れる「米軍中央送還事務所博多出張所」が設けられるまでの暫定的な担当者であったと考えられる。

(24) 一九四六年の夏に、日本の国会や新聞において繰り広げられた朝鮮人排斥キャンペーンは「闇市神話」を利用した端緒であり、もっとも典型的な例である。これについては梁永厚「大阪府朝鮮人登録条例制定(一九四六)の顛末について」「在日朝鮮人史研究」一六などを参照のこと。

(25) 埠頭内から市場を撤去することについての記録はくり返し登場する。埠頭内に最初に市場が誕生した一〇月一三日には、朝鮮人側代表と日本当局の協議の上、埠頭隣接地域に移転

することになった「付二七」。その後も先に述べたように一〇月二三日にデイーツ中尉が埠頭内露天商の整理をおこなうよう指示したり「二四七」、一月八日には、博多臨港署が埠頭内「闇市」の撤去を決定したりした「四五／一一／九」。これらのことから本文中で述べたように、「闇市」撤去と再開の「いちごっこ」がおこなわれていたと推測できる。

(26) 当然朝鮮人側からの反発はあったと思われるが、次に検討するように、「モガリ線柵」検問所の警備には朝鮮人団体の構成員も参加しており、「便宜」が計られる余地はあったものと考えられる。

(27) 以上の点については、朝連の「総務部経過報告」「A・6」における記述や、朴慶植の研究「C・7」を参照のこと。

(28) 朝連の結成大会は、一九四五年一〇月一五日から一六日にかけて開催された「A・6・八三・八四」。都道府県本部の設置が終了したのは、一九四六年一月七日の高知地方本部の結成によってであった「A・6・八六」。地方組織の整備については、張錠壽『在日六〇年・自立と抵抗』「在日朝鮮人運動史への証言」社会評論社、一九八九、での証言が参考になる。張錠壽は関西地方における朝連の組織担当者であった。

(29) 『局史』では、第十三章第三節の「博多港警察署の活動」の部分に、この記述がある「二四二」。『福岡県警察史』によると、この部分の記述は博多港警察署ではなく、博多水上警察署の「沿革簿」の記述と趣旨であると言う「C・10・五二九」。『局史』が「博多港警察署の活動」としているのは誤りであろう。また、『局史』では一〇月「中旬」に救護会が結成されたこと

になっているが、『福岡県警察史』では博多水上警察署の「沿革簿」がそのまま引用され、そこでは「上旬」となっている「C-10:五二二」。これも『警察史』の記述の方が信頼できると考えられる。

(30) 『福岡県警察史』の記述では事件に参加した朝鮮人は約一〇〇名とされている。この事件は、朝鮮人側が日本当局の対応に日常的に不満を感じていたことを示しているだろう。きっかけさえあれば、それはこのような形で爆発するのだった。

(31) 『福岡県警察史』では、救護会「自治隊」が警備に参加したことについて、「自治隊員は警備の実権を握ろうとして警察を無視した行動に出ることが多く、ために悶着が絶えなかった」と記述している「C-10:五二六」。つまり日本当局は「自治隊」の警備参加に否定的であった。にもかかわらず、それがおこなわれたのは占領当局がそれを「容認」していたからだと推測される。すなわち日本当局は、救護会「自治隊」のそのような行動を、占領当局との関係上、「容認」せざるをえなかったのではないだろうか。

(32) 副委員長には金尚根と朴順五が選出された「四五/一二/一八」。参考文献Aの1には、一九四六年七月一五日現在での各地の朝鮮役員の名簿が載っている。それによれば南正祐らは、引き続きその時点でも福岡県本部の役員であったことが確認できる「A-1:一四二」。

(33) SCAPIN-七五六「刑事裁判管轄に関する総司令部覚書」、SCAPIN-七五七「朝鮮人及び他の特定国人に対する判

決の再審査に関する総司令部覚書」である「C-2(2):七九〇八〇」。

(34) 『局史』の「課長以上の職員名簿」によれば、平田は部長級職員の発令があった四五年二月二四日から課長に就任したことになる「二二」。おそらく四六年一月五日の正式発令以前から、すでに業務に携わっていたものと考えられる。

(35) 本来の表では四五年一月から四七年四月までが対象だが、四七年一月以降は帰国者が一人もいないので四六年一月までのグラフとした。また本来の表では、敗戦から四五年一月三〇日までを一括して、一九万七四七九名の朝鮮人が帰国したとしている。

(36) 四六年五月七日に、SCAPIN-九二七「引揚に関する総司令部覚書」が指令された。これは三月一六日に指令されていたSCAPIN-八二二「引揚に関する総司令部覚書」を全面的に修正したもので、「以後の引揚を規律する基本的覚書となった」ものである「C-2(3):一四六-一四八」。この覚書の「付属書Ⅲ」の第二節には朝鮮人の帰国についての詳細な指示が含まれている。

(37) 大沼もこのような見解をとっている「C-2(5):八二」。

(38) 五月二九日、釜山にコレラが発生したため博釜間の輸送が停止された「六、四七」。六月二七日、朝鮮で洪水が発生したため輸送を一時中止した「六、四七、八三」。九月二六日、朝鮮で鉄道ストライキがおこなわれたため輸送を一時中止した「八、六〇」。

(39) 本稿の意図とは離れるが、敗戦という未曾有の混乱の中

から国家秩序が再び立ち上がっていく過程の一例としても興味深いのではないだろうか。

参考文献一覧

〔A 史資料〕

- 1 解放新聞社編『解放年誌』解放新聞社、一九四六
- 2 外務省特別資料課編『日本占領及び管理重要文書集 朝鮮人、台湾人、琉球人関係』外務省、一九五〇、『在日朝鮮人管理重要文書集』湖北社（編集復刻）、一九七八
- 3 憲兵司令部「憲警第三一九号 治安情勢（第一五号）」一九四五年八月二五日、《栗屋憲太郎編『資料日本現代史』
- 2 敗戦直後の政治と社会1『大月書店、一九八〇、所収』
- 4 厚生省勤労局長・厚生省健民局長・内務省管理局長・内務省警保局長「朝鮮人集団移入^{〔ママ〕}労務者等ノ緊急措置ニ関スル件（警保局発甲第三号）」一九四五年九月一日、《朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成 第五卷』三一書房、一九七六、所収》
- 5 厚生省健民局長・内務省警保局長「終戦ニ伴フ内地在^{〔ママ〕}住朝鮮人及台湾人ノ処遇ニ関スル応急措置ノ件（厚生省発健第一五二号）」一九四五年九月二八日、《朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成 第五卷』三一書房、一九七六、所収》
- 6 在日本朝鮮人連盟『総務部経過報告』、《朴慶植編『朝鮮問題資料叢書9 解放後の在日朝鮮人運動I』アジア問題研究所、一九八三、所収》
- 7 次官会議「引揚民事務所設置ニ関スル件」一九四五年九月二〇日、《朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成 第五卷』三一書房、一九七六、所収》
- 8 鉄道総局業務局長「関釜並ニ博釜航路經由旅客輸送ノ件（運業輸ニ第二〇号）」一九四五年九月二二日、《朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成 第五卷』三一書房、一九七六、所収》
- 9 坪井豊吉「在日朝鮮人運動の概況」、『法務研究報告書』四六一三、法務研修所（部外秘）、一九五九
- 10 博多引揚援護局『局史』（謄写版印刷）厚生省引揚援護院、一九四七
- 11 森田芳夫「在日朝鮮人処遇の推移と現状」、『法務研究報告書』四三一一三、法務研修所（部外秘）、一九五五、湖北社（編集復刻）、一九七五

【B 定期刊行物】

- 1 『西日本新聞』四五年一月一日～四六年十二月三一日

【C 研究文献・その他】

- 1 大沼保昭「資料と解説 出入国管理法制の成立過程」
（1～5）、『法律時報』五〇・四～五〇・八
- 2 大沼保昭『単一民族社会の神話を超えて』東信堂、一
九八六
- 3 木村秀明編『進駐軍が写したフクオカ戦後写真集』西
図協出版（福岡）、一九八三
- 4 金英達「戦後在日朝鮮人資料の復刻について―湖北
社・自由生活社版を中心に―」、「むくげ通信」一一五
- 5 金英達「解説・年表」、山根昌子編『朝鮮人・琉球人』
帰国関係資料集―一九四六～四八年 長野県』新幹社、一
九九二
- 6 厚生省援護局編『引揚げと援護三十年の歩み』ぎょう
せい、一九七八
- 7 朴慶植『解放後在日朝鮮人運動史』三一書房、一九八
九

- 8 樋口雄一『協和会 戦時下朝鮮人統制組織の研究』社
会評論社、一九八六

- 9 福岡県議会事務局『詳説福岡県議会史 昭和篇第二巻』
福岡県議会、一九五七

- 10 福岡県警察史編さん委員会『福岡県警察史 昭和前編』
福岡県警察本部、一九八〇

- 11 福岡市『福岡市史 第五巻 昭和編後編（一）』福岡市、
一九七〇

- 12 宮崎章「占領初期における米国の在日朝鮮人政策」、「思
想」七三四

※ 本稿は在日朝鮮人運動史研究会関西部会、九州歴史科学研
究会、政治研究会での報告にもとづいている。報告の機会を与
えていただいた各研究会、ならびに報告に関して有益なコメ
ントをいただいた各研究会の参加者の方々に感謝したい。特
に在日朝鮮人運動史研究会の金英達さんと、京都大学の水野
直樹さんには資料の入手などで便宜をはかっていただいた。
また馬渡朝鮮人収容所跡を保存する会の裴東録さんには、朝
鮮人遭難の事実について教示していただいた。ここに記して
感謝の意を表わしたい。